

# 第 12 警 察



# 第 12 警 察

群馬県警察の活動の根幹となる指針として、「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」を掲げ、次の5つの施策を重点目標とし、組織を挙げて積極的な警察活動を推進した。

## 1 県民生活の安全を確保するための取組の推進

- 人身の安全を確保するための総合的な取組の推進
- 特殊詐欺を始めとする犯罪の抑止対策の推進
- 総合的なサイバー犯罪対策の推進
- 子供・女性の安全を確保するための諸対策及び少年に関する総合対策の推進
- 良好な生活環境を守るための諸対策及び県民生活を脅かす生活経済事犯対策の推進

## 2 迅速・的確な初動警察活動の推進

- 初動警察活動に対応する基盤の強化
- 通信指令機能の強化
- 警察機動力を発揮した初動対応の徹底

## 3 県民生活を脅かす犯罪の徹底検挙

- 重要犯罪及び窃盗犯の徹底検挙
- 組織犯罪対策の推進

## 4 交通事故防止対策の推進

- 交通事故発生実態の分析
- 高齢者の交通事故防止対策の推進
- 効果的な街頭啓発活動等の展開
- 交通事故抑止に実効性のある交通指導取締りの推進
- 交通安全施設等の整備

## 5 テロ、大規模災害等危機管理対策の推進

- テロに対する未然防止対策の推進
- 大規模災害に備えた諸対策の推進

## 1 警察管理費

### (1) 公安委員会の活動 決算額 6,711 千円

定例会議のほか、各種行事への出席、視察等の活動を積極的に行った。

区 分	活 動 回 数
公安委員会定例会議	40回
定例会議以外の活動	51

### (2) 警察情報システムの整備 決算額 475,541 千円

各種業務システム及びネットワーク環境の適正な管理・運用により、警察情報システムの維持に努めたほか、必要なシステム改修を行うなど業務の効率化を図った。

### (3) 社会参加費の活用 決算額 630 千円

職員が、地域社会活動等に参加し、直接、県民の声を聴いて、これを警察活動に反映させるとともに、県民に警察活動に対する理解や協力を求めた。

所 属 数	金 額
警察本部6所属 警察署13署	630千円

### (4) 運転免許試験の実施 決算額 8,862 千円

安全で円滑な道路交通を確保するため、適正かつ厳正な運転免許試験（学科試験、技能試験及び適性試験）を実施した。

区 分	受験者数	合格者数	合格率
運 転 免 許 試 験	43,888人	34,009人	77.5%

### (5) 運転免許講習の実施 決算額 661,203 千円

#### ① 運転免許各講習の実施

運転免許取得時及び取得後の運転者に対する交通安全教育の充実を図るため、運転者本人に対する講習に加え、直接、運転者教育を行う立場にある指定自動車教習所副管理者、検定員、指導員及び安全運転管理者に対する講習を実施した。

区 分	受講者数	事 業 費
取得時講習	171人	626,433千円
更新時講習	234,939	
高齢者講習（認知機能検査・運転技能検査を含む。）	134,150	
指定自動車教習所副管理者・検定員・指導員講習	660	
原動機付自転車講習	730	
安全運転管理者講習	8,637	

② 取消処分者講習の実施

取消処分者講習は、運転免許の拒否、取消し等の処分を受けた者が再度運転免許を取得する際に、受講が義務付けられているものである。

本講習では、受講者を小グループに分け、2日間にわたり運転適性検査や実車指導等の個別指導を主体に行い、交通違反を繰り返した運転者や交通事故を起こした運転者に対する交通安全事故防止意識の高揚を図った。

区 分	受講者数
取 消 処 分 者 講 習	370人

③ 停止処分者講習

停止処分者講習は、違反行為等を行った運転者の危険性を矯正するための改善教育として行うものである。

本講習では、運転免許の効力の停止期間に応じて短期、中期及び長期に区分するとともに、効果を高めるために、飲酒、速度、事故、一般等に区分した特別学級を編成して実施し、実車指導や運転シミュレーターによる運転適性検査の結果に基づく実践的な指導を行った。

区 分	受講者数	事業費	備 考
停 止 処 分 者 講 習	2,299人	17,390千円	短期 1,707人 中期 327 長期 265

④ 違反者講習

違反者講習は、危険性が相対的に低く、教育による改善が期待できる者を対象に、行政処分を科することなく、自らの危険な運転行動を認識して、危険性を改善するものである。

本講習では、受講者が社会参加活動コースか実車指導コースを選択するが、特に、社会参加活動コースでは、受講者の良心に訴え、交通ルールを始め社会のルールを守ることの大切さの自覚を促した。

区 分	受講者数	事業費	備 考
違 反 者 講 習	833人	4,716千円	社会参加活動コース 596人 実車指導コース 237

⑤ 交通違反者に対する行政処分の執行

危険な運転者等を道路交通の場から早期に排除するため、悪質・重大な交通事故や交通違反の運転者に対する運転免許の取消しや停止等の行政処分を迅速・的確に執行した。

区 分	被処分者数	事業費
違 反 者 行 政 処 分	3,193人	12,664千円

(6) 警察装備品の整備

決算額 545,565千円

① 警察車両の整備等

事件・事故・災害発生時の迅速な対応、犯罪抑止活動等に欠くことのできない物

的基盤である警察車両（捜査用車、多目的運搬車、災害情報収集用二輪車及び警ら用二輪車）を更新整備した。

また、警察自動車整備工場において迅速な点検整備・修理を行い、警察車両を効率的に運用した。

② 受傷事故防止に向けた装備資機材の重点整備

銃器使用事案に迅速・的確に対応するとともに、職務執行の安全を確保するため、防弾チョッキ等の銃器対策用装備を重点整備した。

区 分	事業費	備 考
警察車両の更新整備	17,494千円	捜査用車(普乗)4台、捜査用車(軽四)3台 多目的運搬車3台、災害情報収集用二輪車1台 警ら用二輪車10台
警察車両の維持整備	382,303	消耗品、燃料、修繕料等
装備資機材の整備	39,660	受傷事故防止(銃器対策用)装備品等
ヘリコプターの維持整備	106,108	消耗品、燃料、修繕料等
計	545,565	

(7) テロ・被災対策整備

決算額 30,558 千円

- ① 総合指揮室により、大規模災害等の緊急事態発生時において一元的な指揮が執られるよう、有事に備えた対処体制を構築した。
- ② 東日本大震災への対応から得られた教訓に基づき、ライフラインが途絶した場合であっても、一定期間、警察業務を継続できるよう備蓄食糧を整備した。
- ③ 県内で新型インフルエンザ等が発生した場合において、医療施設等の警戒、交通規制等の警察活動を的確に行うため、感染症対策防護衣を整備し、職員の新型コロナウイルス感染症対策に有効活用した。

区 分	事業費	備 考
テロ・被災対策	16,567千円	総合指揮室更新整備等
感染症対策	13,991	感染症対策防護衣等
計	30,558	

(8) 警察施設の整備

決算額 1,368,472 千円

警察で管理する施設（警察署、交番・駐在所等）は、警察活動における最重要拠点であることから、管理する施設の新築、改築及び修繕等を実施した。

交番新築整備については、経年による劣化や狭隘化等の要因に加え、治安情勢の変化等を勘案し、効果的かつ計画的に行っている。

各施設整備においては、県民の利便性、機能性の向上に配意し、事務所内のバリアフリー化による高齢者や車いす利用者に優しい施設とするとともに、地域における治安維持活動の拠点としてふさわしい交番整備に努めている。

区 分	事業費	備 考
交 番 新 築 整 備	2,530千円	高崎警察署倉賀野町交番新築工事設計業務委託

## 2 警察活動費

### (1) 110番通信指令システムの運用 決算額 248,183千円

110番通信指令システムにより、事件事故等の発生直後に迅速・的確にパトカーや警察官を現場等に急行させるなど県民生活の安全と治安の維持を図った。

### (2) 地域に密着した交番・駐在所の活動 決算額 16,024千円

県民の安全・安心を守るために、交番・駐在所勤務員による巡回連絡等の各種訪問活動、職務質問等の各種犯罪抑止活動、交通指導取締り等の街頭活動等地域に密着した警察活動を実施した。

### (3) 広域・科学捜査（重要犯罪・重要窃盗犯検挙） 決算額 512,554千円

県民生活に大きな脅威を与える重要犯罪及び重要窃盗犯の検挙に重点を置き、迅速・的確な初動捜査により客観証拠の収集を図るとともに、各種捜査情報の分析、DNA型鑑定、各種捜査支援システムの有効活用等科学技術を駆使するなどして、組織の総合力を発揮した犯罪捜査を強力に推進した。

区 分	実績 ( ( ) 内は対前年比)
犯罪認知・検挙状況 (令和4年中)	・刑法犯認知件数 10,159件 ( 1,080件)
	・刑法犯検挙件数 4,962 (△ 159 )
	うち重要犯罪 104 ( 3 )
	うち重要窃盗犯 759 ( 91 )
	・刑法犯検挙人員 2,676人 (△ 360人)
	うち重要犯罪 97 (△ 7 )
	うち重要窃盗犯 86 ( 0 )
	・刑法犯検挙率 48.8% (△ 7.6P)
	うち重要犯罪 101.0 (△ 4.2 )
うち重要窃盗犯 48.8 (△ 10.3 )	

※重要犯罪とは、殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐・人身売買及び強制わいせつをいう。

※重要窃盗犯とは、窃盗犯のうち、侵入盗、自動車盗、ひったくり及びすりをいう。

#### ① 刑法犯認知・検挙状況

令和4年中の認知件数は、前年と比べて1,080件増加した。

検挙件数は、159件減少し、検挙率は、前年と比べ7.6ポイント減少した。

・ 刑法犯認知・ 検挙状況（過去 10 年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数(件)	18,820	17,782	16,275	14,006	13,105	12,201	11,699	9,965	9,079	10,159
検挙件数(件)	8,188	8,229	7,931	7,004	6,899	6,110	5,987	5,465	5,121	4,962
検挙人員(人)	4,249	4,627	4,644	4,063	3,758	3,495	3,318	3,151	3,036	2,676
検 挙 率 (%)	43.5	46.3	48.7	50.0	52.6	50.1	51.2	54.8	56.4	48.8

② 重要犯罪認知・ 検挙状況

令和 4 年中の重要犯罪の認知件数は、前年と比べ 7 件増加した。

検挙件数は、前年と比べ 3 件増加し、検挙率は、4.2 ポイント減少した。

・ 重要犯罪認知・ 検挙状況（過去 10 年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数(件)	159	144	118	113	117	121	121	104	96	103
検挙件数(件)	132	133	111	93	112	118	117	101	101	104
検挙人員(人)	91	111	100	91	95	100	109	83	104	97
検 挙 率 (%)	83.0	92.4	94.1	82.3	95.7	97.5	96.7	97.1	105.2	101.0

③ 重要窃盗犯認知・ 検挙状況

令和 4 年中の重要窃盗犯の認知件数は、前年と比べ 424 件増加した。

検挙件数が、前年と比べ 91 件増加し、検挙率は、前年と比べ 10.3 ポイント減少した。

・ 重要窃盗犯認知・ 検挙状況（過去 10 年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認知件数(件)	2,490	2,119	2,025	1,689	1,855	1,608	1,619	1,347	1,131	1,555
検挙件数(件)	1,718	1,466	1,125	1,201	1,246	1,053	1,072	830	668	759
検挙人員(人)	251	203	202	173	149	106	131	94	86	86
検 挙 率 (%)	69.0	69.2	55.6	71.1	67.2	65.5	66.2	61.6	59.1	48.8

(4) 犯罪被害者等支援

決算額

6,351 千円

① 精神的被害の回復への支援

犯罪により大きな精神的被害を受けた犯罪被害者等に対しては、臨床心理士・公認心理師資格を有する部内カウンセラーを積極的に活用してカウンセリングを実施するとともに、部外の精神科医や民間のカウンセラーとの連携を図り、治療やカウンセリング等を実施するなど、精神的被害を軽減するための支援を推進した。

・ 部内カウンセラーによるカウンセリング実施状況（過去 10 年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数(回)	80	73	109	204	221	279	277	282	284	312

・ 精神科医や民間のカウンセラーによる治療等実施状況（過去 10 年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数(回)	6	18	9	21	37	47	25	14	45	121

② スーパーバイザー制度の運用

カウンセリング等の支援活動に従事する職員の代理受傷防止及び継続中の支援活動に対する助言及び指導を受けるため、臨床心理学等に関する高度な知識及び技術を有し、長期にわたって被害者支援に従事する相談員等への指導・助言経験がある臨床心理士を部外の専門家としてスーパーバイザーに委嘱した。

③ 広報啓発活動

犯罪被害者等支援の重要性について、広く県民に理解を求めるため、「公益社団法人被害者支援センターすてっぷぐんま」と連携し、あらゆる機会を活用した犯罪被害者支援に関する広報啓発活動を推進した。

・広報啓発活動の実施状況

区 分	実施回数(回)
被害者遺族等又は警察職員による犯罪被害者支援に関する講演	28
テレビ・ラジオ・広報誌等の各種広報媒体を活用した啓発活動	312
少・中・高校生等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	47

(5) 組織犯罪対策・来日外国人犯罪対策

決算額 34,735 千円

六代目山口組分裂に伴う対立抗争等の暴力団による犯罪や組織的な銃器・薬物の密売、深刻化する特殊詐欺、組織的な外国人による犯罪等の予防検挙対策を強力に推進した。

① 暴力団構成員等検挙状況

令和4年中、暴力団構成員等に対する取締りを推進し、236人（前年比△57人）を検挙した。

主な検挙

- ・指定暴力団稲川会傘下組員らによる組織的恐喝事件
- ・桐生市天神町地内における拳銃使用殺人事件
- ・伊勢崎市本町地内における拳銃使用殺人未遂事件

・暴力団構成員等検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総 検 挙 人 員 （ 人 ）	447	444	427	438	400	364	350	351	293	236
刑 法 犯 検 挙 人 員	291	316	289	279	288	233	244	230	193	154
特 別 法 犯 検 挙 人 員	156	128	138	159	112	131	106	121	100	82

② 来日外国人犯罪検挙状況

近年、日本人を含めた総検挙人員に占める来日外国人の割合が高比率で推移しており、令和元年から4年連続で来日外国人比率が全国第1位と厳しい外国人犯罪情勢にある。来日外国人検挙人員のうち約半数を不法滞在者が占めている。

令和4年中、来日外国人犯罪の取締りを推進し、338人（前年比△54人）の来日外国人を検挙した。

主な検挙

- ・フィリピン人による強盗殺人、放火事件
- ・日本人、中国人、ベトナム人らによる組織的な在留カード等偽造事件
- ・ベトナム人による大麻取締法違反（営利目的栽培）事件
- ・来日外国人犯罪検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
総 検 挙 件 数（件）	9,425	9,349	9,101	8,135	7,974	7,256	7,098	6,552	6,162	5,832
うち来日外国人	395	636	536	413	583	596	680	795	624	728
来日外国人比率	4.2%	6.8%	5.9%	5.1%	7.3%	8.2%	9.6%	12.1%	10.1%	12.5%
比率の全国順位	8	3	4	3	4	2	1	1	2	1
総 検 挙 人 員（人）	5,328	5,551	5,594	4,956	4,576	4,370	4,186	3,965	3,776	3,328
うち来日外国人	237	297	315	256	338	368	437	433	392	338
来日外国人比率	4.4%	5.4%	5.6%	5.2%	7.4%	8.4%	10.4%	10.9%	10.4%	10.2%
比率の全国順位	3	2	3	4	3	2	1	1	1	1

③ 薬物事犯検挙状況

令和4年中の薬物事犯の検挙人員は200人(前年比△22人)であり、薬物法令別では、大麻事犯が最も多い103人(前年比+29人)と全体の約5割を占め、次いで、覚醒剤事犯が92人(前年比△51人)となっている。

主な検挙

- ・組織的大麻密売事件
- ・米国来固形大麻密輸入事件
- ・カナダ来液状大麻密輸入事件
- ・薬物事犯検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
検 挙 人 員（人）	254	261	244	250	210	234	209	226	222	200
覚 醒 剤 取 締 法	209	187	205	204	176	190	167	148	143	92
大 麻 取 締 法	21	28	26	32	28	38	40	65	74	103
麻薬及び向精神薬取締法	24	44	13	14	5	6	2	13	5	5
あ へ ん 法		2			1					

④ 銃器押収状況

令和4年中の拳銃押収丁数は6丁(前年比△2丁)と前年と比べ減少し、暴力団構成員等からの押収丁数は1丁(前年比+1丁)と増加した。

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
押 収 数（丁）	10	7	8	1	11	3	3	8	8	6
うち暴力団	1	2	2	1	5	1	2	1		1

⑤ 特殊詐欺等匿名性の高い組織的知能犯罪対策

特殊詐欺の令和4年中の認知件数は、217件(前年比±0件)であり、親族などを装って示談金名目に現金等を騙し取る手口(オレオレ詐欺)が増加傾向にある。検挙件数は、196件(前年比+6件)で、検挙人員は、36人(前年比△14人)で

あった。また、特殊詐欺の取締りに加え、これらを助長する犯罪として、転売目的の口座開設・携帯電話契約などに対する取締りを推進した。

・特殊詐欺の認知・検挙状況（過去10年間の推移）

区 分	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
認 知 件 数（件）	161	261	194	222	253	237	263	185	217	217
振り込め詐欺	128	238	169	211	253	209	166	109	112	146
オレオレ詐欺	93	141	83	103	139	147	141	42	63	80
振り込め詐欺以外	33	23	25	11		3	1	1		
キャッシュカード詐欺盗						25	96	75	105	71
検 挙 件 数（件）	45	61	130	114	107	121	149	162	190	196
振り込め詐欺	36	39	99	102	104	115	108	114	58	80
オレオレ詐欺	27	38	73	77	88	109	100	93	35	49
振り込め詐欺以外	9	22	31	12	3	1	1			1
キャッシュカード詐欺盗						5	40	48	132	115
検 挙 人 員（人）	31	41	71	47	48	56	48	58	50	36
振り込め詐欺	22	26	54	46	47	53	40	45	32	28
オレオレ詐欺	18	24	37	38	40	48	37	16	14	16
振り込め詐欺以外	9	15	17	1	1	2	2			1
キャッシュカード詐欺盗						1	6	13	18	7

※振り込め詐欺とは、オレオレ詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺及び預貯金詐欺（預貯金詐欺は令和2年から統計開始）の5種類をいう。

※キャッシュカード詐欺盗に関する統計は、平成30年から開始

⑥ 準暴力団対策

準暴力団は、特殊詐欺や窃盗、恐喝等多岐にわたる犯罪に関与し、不法な資金獲得活動によって蓄えた資金の一部を暴力団に上納し、暴力団とのつながりを強めている状況がうかがわれることから、関係各部門との情報共有に努め、「事件検挙を通じた実態把握」と「実態把握に基づく事件検挙」のサイクルを確立し、組織の解明、弱体化及び壊滅に向けた取組を推進した。

(6) 公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターへの活動支援 決算額 3,494千円

社会から暴力を追放し、「安全な暮らしの実現」を推進するため、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターに対し、積極的に各種情報を提供するとともに活動を支援した。

なお、公益財団法人群馬県暴力追放運動推進センターの活動は以下のとおり。

① 普及・広報活動の推進

- ・暴力追放広報啓発資料の作成・配布
- ・新聞、ラジオ等のメディアを活用した広報啓発活動の推進

② 相談・支援活動の推進

- ・暴力団員による不当な行為に関する相談への対応

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
相談受理件数（件）	216	167	144	70	101

- ・少年に対する暴力団の影響を排除するための活動
- ・各地域の暴力追放協議会や団体との情報交換や暴排講演の実施
- ・専門知識を有する警察OBによる相談及び弁護士による無料相談所(毎月第2木曜日)の開設
- ・警察及び弁護士会との共催による民事介入暴力相談所(無料)の開設(高崎、伊勢崎、渋川及び太田の4市で開設)
- ・暴力団から離脱した者に対する就労支援
- ・暴力団から離脱した者の受入協力企業の獲得

③ 調査・資料収集活動の推進

- ・全国の暴力追放機関との情報交換
- ・群馬弁護士会との連携
- ・行政機関相談窓口等との連携

④ 表彰

- ・暴力団追放功労者・功労団体に対する表彰
- ・暴力追放ポスター・標語コンクールの実施と表彰

⑤ 普及・育成活動の推進

- ・少年指導委員を対象とした研修会の実施
- ・不当要求防止責任者講習の実施

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数（回）	31	29	28	32	32
受講人員（人）	1,457	1,354	1,006	1,013	1,178

(7) 犯罪抑止総合対策

決算額 16,002 千円

「安全・安心を誇れる群馬県の実現～県民の期待と信頼に応える力強い警察～」の指針の下、「県民生活の安全を確保するための取組の推進」を活動重点に掲げ、各事業を推進した。

① 犯罪抑止対策の推進

「犯罪の抑止と検挙に向けた警察活動」と「安全・安心なまちづくり」を両輪とした諸対策を推進した。

名 称	実 施 期 間
県民防犯運動	6/11～6/20
全国地域安全運動	10/11～10/20
年末特別警戒	12/15～12/31
県民防犯の日	毎月16日

② 特殊詐欺被害防止対策の推進

- ・高齢者に対する広報啓発及び訪問指導
- ・金融機関、コンビニエンスストア、タクシー事業者等による声掛けの強化
- ・群馬県特殊詐欺等根絶協議会等の関係機関・団体との連携強化
- ・県公式 YouTube チャンネル「tsulunos」における啓発動画配信（総再生回数 12,941 回）
- ・ツイッターによる犯行グループへの人的供給源を遮断する対策
- ・JR 高崎駅のデジタルサイネージによる犯行を断念させる動画の放映

(8) サイバー犯罪対策の推進

決算額 13,933 千円

サイバー空間の脅威から県民を守るため、官民一体となった被害防止対策を推進した。令和 4 年度は、県内の医療機関をサイバー攻撃から守るために、群馬県医師会及び群馬県との三者によるサイバーセキュリティ対処協定を締結し、セミナーや標的型メール攻撃対応訓練を実施した。

また、高度化するサイバー犯罪に的確に対応するため、サイバー関連部署を統合し、本部長直轄のサイバーセンターを設立して組織基盤の強化を推進した。

さらに、サイバーセンターの情報収集・被害相談電話の運用により、相談しやすい環境が整備され、迅速に相談から捜査への移行や被害防止対策の情報発信を行った。

① サイバー犯罪の相談件数・検挙件数

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数(件)	1,977	2,219	2,651	3,411	4,118
検挙件数(件)	196	176	184	171	249

② SNS 等に起因する事件の検挙件数・被害児童数

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
検挙件数(件)	33	31	21	24	22
被害児童数(人)	29	22	21	20	21

③ 情報モラル講習会の実施回数・受講者数

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数(回)	1,046	1,084	651	608	310
受講者数(人)	190,503	168,242	67,921	84,346	56,306

(9) 来日外国人共生対策の推進

決算額 318 千円

県内の外国人住民が増加傾向にある中、外国人住民が犯罪被害者となる事案防止及び善良な外国人コミュニティへの犯罪組織等の浸透の防止を図り、外国人住民を含めた県民の安全・安心を確保するため、多文化共生施策に取り組んだ。

- ・民間通訳人等帯同による特別巡回連絡を通じた意見要望の把握や安全情報の提供を実施した。
- ・多数の外国人の居住する地域を管轄する伊勢崎警察署、太田警察署、大泉警察署に、外国語が話せる「国際連絡員」4 名を配置し、窓口対応における手続きの支

援を実施した。

- ・多言語（ウクライナ語等）に翻訳した防犯・交通安全啓発チラシを作成し、各イベント会場や防犯・交通安全講話において配布、活用した。
- ・防犯等と呼びかける音声を13カ国語で収録し、警察車両のスピーカーから放送しながら実施する「見せる・知らせるパトロール」を行った。
- ・群馬県警察公式フェイスブックページを開設し、「やさしい日本語」による防犯、交通安全情報等を発信した。

(10) 公益財団法人群馬県防犯協会への活動支援 決算額 2,756 千円

地域住民の防犯意識の高揚や防犯対策の普及を推進するため、公益財団法人群馬県防犯協会に対し、積極的に各種情報を提供するとともに活動を支援した。

- ・県民防犯運動及び全国地域安全運動の実施
- ・自転車防犯対策のための広報啓発活動（チラシ配布：53,830枚）
- ・新聞、テレビ、FMラジオ等を活用した広報啓発活動
- ・防犯ボランティア団体及び個人に対する表彰（防犯功労団体：4団体、防犯功労者53人）

(11) 子供・女性の安全対策

子供・女性の安全を確保するため、声掛け事案等に対する早期検挙、指導・警告等の先制予防的な活動に加え、防犯ボランティア等と連携し、登下校時間帯の警戒活動、見守り活動等を推進した。

- ・声掛け事案の情報件数・指導警告件数・検挙件数

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
情 報 件 数 (件)	698	710	659	588	541
指 導 ・ 警 告 件 数 (件)	142	158	181	120	117
検 挙 件 数 (件)	101	95	77	83	36

(12) ストーカー・配偶者からの暴力事案対策の推進 決算額 1,080 千円

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案については、事態が急展開して重大事件へ発展するおそれがあることから、被害者の保護を最優先に迅速・的確かつ組織的な対応を徹底した。

① ストーカー事案対策の推進

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
相 談 等 件 数 (件)	283	213	278	217	271
警 告 件 数 (件)	53	46	44	49	68
禁 止 命 令 件 数 (件)	31	20	24	22	24
援 助 件 数 (件)	208	150	224	176	290
検 挙 件 数 (件)	49	41	39	39	39

② 配偶者からの暴力事案対策の推進

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
相談等件数(件)	789	860	882	826	840
援助件数(件)	286	308	396	404	406
検挙件数(件)	393	398	365	401	315

(13) 少年非行防止活動等の推進

決算額 4,792 千円

少年犯罪の検挙・補導活動を実施するとともに、学校や教育委員会、少年警察ボランティア等の関係機関・団体と連携し、少年の非行防止・健全育成活動を推進した。

① 少年の検挙・補導人員

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
刑法犯少年(人)	301	283	239	174	173
触法少年(刑法犯)(人)	93	56	54	33	78
不良行為少年(人)	3,319	2,358	1,823	1,142	1,129

② 福祉犯の検挙件数・検挙人員・被害児童数

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
検挙件数(件)	118	94	76	64	52
検挙人員(人)	112	86	72	46	44
被害少年数(人)	96	90	69	56	57

③ 居場所づくり活動

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
実施回数(回)	15	15	9	14	17
参加少年数(人)	163	151	73	61	60

④ 少年相談

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
相談件数(件)	347	266	235	363	261

(14) 交通安全対策の推進

決算額 10,197 千円

① 交通事故発生状況

「交通安全県・群馬」の確立を目指し、関係機関・団体と連携して各種交通安全対策を強力に推進した結果、交通事故死者数は統計史上2番目に少ない47人であった。

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数(件)	13,087	11,831	9,266	10,007	9,803
死者数(人)	64	61	45	50	47
負傷者数(人)	16,727	14,845	11,624	12,308	12,072

② 交通安全運動の推進

交通安全に関する知識の普及、交通安全意識の高揚及び交通ルールの遵守と交通マナーの向上を図るため、自治体、関係機関・団体等と連携し、年間を通じて四季の交通安全運動を始めとする交通安全活動を推進した。

区 分	実施期間	事業内容
春の全国交通安全運動	4/6～4/15	<ul style="list-style-type: none"> <li>・実施要綱・ポスター・チラシ等広報啓発資料の作成、配布</li> <li>・交通情報板、新聞、テレビ、ラジオ等を活用した広報活動</li> <li>・各種交通安全教育の推進</li> <li>・関係機関・団体と連携した街頭指導の実施</li> </ul>
夏の県民交通安全運動	7/11～7/20	
秋の全国交通安全運動	9/21～9/30	
冬の県民交通安全運動	12/1～12/10	
自転車のマナーアップ運動	毎月15日、5月は自転車月間	
県民交通安全日	毎月1日	
高齢者交通安全日	毎月25日	

③ 交通安全教育の実施

交通企画課交通安全教育隊が中心となって関係機関・団体と連携し、腹話術、寸劇等を取り入れた参加・体験型と動画による視聴型の交通安全教育を幅広い世代を対象に実施した。

区 分	実施回数	実施人員
幼 児	297回	18,944人
小 学 生	680	89,817
中 学 生	70	14,702
高 校 生	90	27,478
大 学 生 等	17	1,839
高 齢 者	204	6,070
一 般	442	28,711
合 計	1,800	187,561
対 前 年 比	+4	+22,339

(注) 交通安全教育隊と警察署の実施した回数と人数を計上

・交通安全教育隊の活動状況

区 分	幼児・保護者等	小学生	中学生	高校生	大学生等	高齢者	一般	合計
実施回数	113回	36	3	5	2	39	45	243
実施人員	9,654人	1,893	18	268	588	1,186	1,882	15,489

④ 高齢者交通事故防止対策の推進

ア 高齢歩行者対策

(ア) 反射材着用促進活動

パトカーや事故処理車に反射材を備え、薄暮、夜間及び早朝に反射材を着用していない高齢歩行者に対して、交通事故防止を指導しながら直接貼付する取組を展開した（令和4年中着用件数20,824件）。

(イ) 75歳以上の高齢者に対する交通安全教育の推進

巡回連絡等を通じ、年齢が高くなるにつれて交通安全教育を受講する機会が少なくなる75歳以上の高齢者に対する個別訪問による交通安全教育を実施した（令和4年中個別訪問者数59,540人）。

イ 高齢運転者対策

(ア) 安全運転相談ダイヤルの周知

運転に不安を感じている高齢者及びその家族に対して、「安全運転相談ダイヤル（#8080）」を積極的に活用し相談してもらうよう周知した（令和4年中524件受理）。

(イ) 参加・体験型の交通安全教育

運転を継続する高齢者に対して、高齢者が多く集う地域の公民館等に運転適性検査機器を搭載した専用車両で出向き、加齢による身体機能や判断力の低下が運転操作に及ぼす影響を高齢者自身に実感してもらう参加・体験型の交通安全教育を実施した（令和4年中133人）。

⑤ 自転車交通事故防止対策の推進

ア 群馬県交通安全条例改正に伴う取組

群馬県交通安全条例の改正（令和3年4月1日施行）により、自転車乗車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことから、知事部局や県教育委員会等と連携し、交通ルール・マナーの遵守とともに、ヘルメット着用を呼び掛けた結果、自転車乗車中の死傷者のヘルメット着用率については、前年と比較し、11.4ポイント増加した。また、高校生については、23.4ポイント増加した。

イ 自転車セーフティープロジェクトの実施

令和3年度から県教育委員会と連携し、県下の高等学校の中からモデル校を指定し、地域における模範校として積極的に交通安全に関する取組を行ってもらう「自転車セーフティープロジェクト」を開始し、各モデル校の取組に対して、県教育長と警察本部長による表彰を行い、取組の更なる活性化と高校生の交通安全意識の高揚を図った（令和3年度2校、令和4年度8校指定）。

ウ 自転車の道路交通法違反警告書を活用した指導警告活動の強化

自転車利用者による交通違反に対しては、自転車の道路交通法違反警告書を活用して積極的な指導警告を実施した（令和4年中指導警告件数39,615件）。

⑥ 交通人身事故分析資料の発行

年間における交通人身事故の発生状況や特徴等を集計した「令和3年交通年鑑」及び「令和4年群馬の交通事故統計」を発行し、警察署を始め市町村・関係機関等に提供した（交通年鑑は9月、群馬の交通事故統計は3月発行）。

(15) 交通安全施設の整備及び維持管理

決算額 2,265,259千円

道路における交通の安全と円滑を図り、県民にとって良好な交通環境を実現するため、信号機の新設・改良を行い、実態に即した交通規制を行うとともに、老朽化した交通安全施設の更新整備等を推進した。

また、令和3年6月に千葉県八街市で発生した児童5人が死傷する交通事故を

受け、標示が摩耗した横断歩道の塗り替えを行うなど通学路の安全対策を推進した。

① 信号機の新設

新設道路において地元住民等から要望のあった箇所の中から設置効果等が高い箇所を選定し、4基を新設した。

② 信号機改良

矢印灯器を設置する多現示化を6基、利用頻度の低下した部分の横断歩道に押ボタンを設置する閑散時押ボタン化を1基整備し、渋滞解消を図った。

また、視覚障害者用付加装置2基及び信号機電源付加装置8基の整備を行った。

③ 老朽化等更新整備

過去に整備した交通安全施設が大量更新時期に直面していることから、計画的な更新整備を推進した。

ア 信号柱の更新

老朽化した信号柱は、倒壊、傾斜等のおそれがあることから、老朽化信号柱等250本を更新した。

イ 信号制御機の更新

経年劣化した信号制御機は、故障によって安全で円滑な交通流の障害となる可能性が高まることから、194基を更新した。

ウ 信号灯器の更新（LED化）

グリーンイノベーションの推進を図るため、視認性が高く、省電力で、かつ、長寿命であるLED信号灯器に870灯を更新し、CO<sub>2</sub>排出量削減に寄与した。

なお、令和9年度末までに信号用電球の製造・販売が終了されることから、信号灯器のLED化を加速させ、令和10年度までに県内全ての信号灯器のLED化を完了させる。

④ 必要性の低下した交通安全施設の撤去

ア 信号機の撤去

道路整備や周辺環境の変化によって、必要性が低下した信号機は、円滑な交通流を阻害したり、信号無視等の交通違反を助長するおそれがあることから、17基を撤去した。

イ 大型標識の撤去

建て替え、移設等の工事を行う際、大型標識の必要性について検討し、18本を撤去した。

ウ 路側標識の撤去

道路環境等の変化等により交通量が減少するなどの必要性の低下した規制を廃止し、及び路線規制により標識を間引くなどの削減を図り、248本を撤去した。

< 主な事業状況 >

区 分	事業量	事業費	備 考
交通管制	センター 2式 端末装置 30基	33,286千円 16,478	・交通管制センター下位装置の更新 ・情報収集装置更新25基、情報収集提供装置4基、監視用テレビ1基
信号機	新設 4基 改良 17基	25,597 86,914	・半感应式1基、プログラム多段式3基 ・閑散時押ボタン化1基、多現示化6基、視覚障害者用付加装置2基、信号機電源付加装置8基
老朽化等 更新整備	信号柱 250本 制御機 194基 灯器 870灯	226,755 289,778 177,509	・老朽柱等250本 ・老朽制御機等194基 ・LED化等 ・車両用313灯、歩行者用557灯
ケーブル地中化	3箇所	19,919	・高崎、藤岡
道路標識	路側式2,055本	239,884	・新設272本 ・更新1,020本 ・緊急補修763本
道路標示	新設・塗替	436,641	・横断歩道1,346箇所 ・実線（はみ出し禁止等）49.1km ・図示（文字記号）2,623箇所
撤 去	信号機 17基 標識 266本	35,152	・信号機 前橋、高崎、藤岡ほか ・大型標識 18本 ・路側標識248本
維持管理		677,346	・電気料、保守委託費ほか
計		2,265,259	

(16) 交通指導取締り及び交通事故事件捜査の推進 決算額 155,096千円

① 交通指導取締りの強化

ア 交通事故に直結する無免許、飲酒、著しい速度超過等悪質・危険性の高い違反の取締りはもとより、交通事故実態を分析し、かつ、地域住民の取締り要望を勘案した上で、事故多発路線を中心とした交通事故抑止につながる効果的な指導取締りを推進し、交通秩序の確立と安全で快適な交通環境の実現に努めた。

イ 飲酒運転周辺者による「車両提供罪」、「酒類提供罪」、「車両同乗罪」の周辺三罪の取締りを強化し、飲酒運転による事故防止を図った。

また、無免許周辺者による「車両提供罪」「車両同乗罪」の周辺二罪の取締りを強化し、無免許運転による事故防止を図った。

・交通違反取締り状況

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
無 免 許(件)	421	422	466	452	350
飲 酒(件)	584	509	456	389	464
速 度(件)	12,086	10,324	11,062	10,944	11,634
携 帯 電 話(件)	23,468	17,832	6,287	5,568	3,656
信 号(件)	7,426	5,848	6,064	6,498	4,823
駐 停 車(件)	932	685	792	510	321
整 備 不 良(件)	674	686	596	557	559
シートベルト(件)	9,967	8,014	8,005	5,824	4,259
そ の 他(件)	30,505	30,888	37,862	39,692	31,276
合 計(件)	86,063	75,208	71,590	70,434	57,342

② 可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締りの強化

通学路や生活道路、更には地域住民から取締りの要望があった場所等を中心に、主に通学児童等の安全を確保することを目的に、積極的かつ効果的に可搬式速度違反自動取締装置を活用した速度違反取締りを強化した。

令和4年中の可搬式速度違反自動取締装置の運用状況

運用回数 168回 違反件数 574件

③ 交通事故事件捜査の徹底と被害者支援の推進

死亡、重体等の重大事故やひき逃げ事件の捜査に当たっては、デジタル画像測量システム等科学的装備資機材を活用し、初動捜査の段階から周到綿密な現場鑑識活動を徹底して、事件事故の究明を図った。

また、遺族・被害者に対しては、事故概要や捜査状況についての被害者連絡を実施するとともに、各種相談活動を通じて被害者等の心情に配慮した被害者支援を推進した。

・交通事故発生状況

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
人身事故(件)	13,087	11,831	9,266	10,007	9,803
物件事故(件)	40,698	40,876	34,869	38,261	43,459

・ひき逃げ事件発生検挙状況

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数(件)	130	139	122	133	183
死 亡	4		4		3
重 傷	16	16	5	11	9
軽 傷	110	123	113	122	171
検挙件数(件)	79	72	66	80	90
死 亡	4		4		3
重 傷	13	16	5	9	7
軽 傷	62	56	57	71	80

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
検 挙 率 (%)	60.8	51.8	54.1	60.2	49.2
死 亡	100.0		100.0		100.0
重 傷	81.3	100.0	100.0	81.8	77.8
軽 傷	56.4	45.5	50.4	58.2	46.8

(17) 警察用航空機の活動

決算額 106,108 千円

昭和 63 年 4 月に発隊した航空隊は、警察用航空機「あかぎ」を保有して、ヘリコプターの高速性能等を活かした運用に努めている。

航空隊は、災害その他の場合における警備実施を行うほか、警ら、訓練、遭難者の捜索救助、事件・事故発生時の捜査活動等、その他の警察業務の支援を行うことを任務としており、発隊以来の総飛行時間は 13,611 時間 55 分、総飛行回数は 12,584 回となっている。このうち、災害調査等の警備用務に 881 回、捜索救助活動には 1,810 回出動し、325 人の尊い命を救助するなど県民の期待に応えるための活動を展開している。

・警察用航空機の出動回数

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
警 備 用 務 (回)	25	17	11	20	26
警ら・訓練 (回)	159	154	194	175	181
捜 索 救 助 (回)	86	76	68	73	49
捜 査 活 動 等 (回)	71	37	50	31	31
そ の 他 (回)	58	46	58	61	77
合 計 (回)	399	330	381	360	364

(18) 山岳遭難対策の推進

決算額 1,915 千円

① 山岳遭難の発生状況

令和 4 年における群馬県内の山岳遭難発生状況は、発生件数 130 件（前年比＋15 件）、遭難者 136 人（前年比＋3 人）であり、うち死者は 13 人（前年比＋2 人）であった。

このうち、谷川岳連峰では、令和 4 年中、26 件（前年比△7 件）の山岳遭難が発生し、沼田警察署に設置の谷川岳警備隊等が出動し、29 人（前年比△9 人）を救助等した。

また、谷川連峰以外の山岳における山岳遭難は、令和 4 年中、104 件（前年比＋22 件）発生し、群馬県警察山岳捜索救助隊や関係警察職員等が出動し、107 人（前年比＋12 人）を救助等した。

・群馬県内における山岳遭難発生状況

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数(件)	132	81	85	115	130
死者(人)	16	10	8	11	13
重傷(人)	44	26	22	22	25
軽傷(人)	43	25	25	48	45
無事(人)	49	29	51	52	53
未発見(人)	1		1		
遭難者計(人)	153	90	107	133	136

・うち谷川岳連峰における山岳遭難発生状況

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
発生件数(件)	26	20	17	33	26
遭難者計(人)	30	22	27	38	29

② 山岳遭難防止対策

県内のあらゆる山岳を始め、尾瀬ヶ原等の比較的なだらかな山岳においても遭難が多発している現状から、遭難者救助や安全登山指導のため、山岳地帯を管轄する警察署を中心に山岳遭難防止や登山計画書の提出等の広報啓発活動及び関係機関・団体と連携した登山道や危険箇所の点検を実施したほか、遭難発生時における救助活動のための訓練や装備資機材の点検及び警察航空機や消防等と連携した合同訓練を実施した。

また、登山計画書については、登山口等における書面受理のほか、ぐんま電子申請受付システムや登山アプリによる電子申請受理を実施するなどして、各種山岳遭難防止活動を推進した。

・登山計画書提出状況

区 分	H30	R1	R2	R3	R4
提出件数(件)	24,128	19,777	15,582	17,799	69,584
書面等(件)	21,746	17,829	13,992	15,700	15,047
電子申請(件)	2,382	1,948	1,590	2,099	54,537

※登山アプリによる受理はR4から開始